

学校いじめ防止基本方針

羽曳野市立高鷲南小学校

令和6年4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方	- 2 -
1. 基本方針（理念）	- 2 -
2. いじめの定義	- 2 -
3. いじめ防止等の対策のための組織	- 3 -
4. 年間計画 別表Ⅰ	- 3 -
5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）	- 4 -
6. 教職員の資質向上のための研修計画等	- 4 -
第2章 いじめ防止	- 4 -
1. 基本的な考え方	- 4 -
2. いじめ防止のための方針	- 4 -
（1）情報の共有	- 4 -
（2）よりよい集団づくり	- 4 -
第3章 早期発見	- 5 -
1. 基本的な考え方	- 5 -
2. 早期発見のための取組み	- 5 -
（1）日常の声かけ	- 5 -
（2）相談窓口	- 5 -
（3）児童アンケート	- 5 -
第4章 いじめへの対処	- 5 -
1. 基本的な考え方	- 5 -
2. いじめ認知後における取組み	- 5 -
（1）児童の安全の確保（全てのレベル）	- 5 -
（2）事実有無の確認と報告（全てのレベル）	- 6 -
（3）教育委員会への報告（全てのレベル）	- 6 -
（4）被害・加害児童の保護者への連絡（全てのレベル）	- 6 -
（5）警察や関係機関への相談（レベルⅢ）	- 6 -
（6）出席停止の措置（レベルⅣ）	- 6 -
（7）警察・児童福祉施設等の対応（レベルⅤ）	- 6 -
3. いじめが起きた集団への指導	- 6 -
4. ネット上のいじめへの対応	- 6 -
（1）事実の確認	- 6 -
（2）削除要請	- 6 -
（3）情報モラル教育の推進	- 6 -

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本方針（理念）

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、人権に関わる重大な問題である。

全教職員の、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢が大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。また、学校として教育活動の全てにおいて児童一人ひとりの生命を守り、人権を尊重する精神を貫くことが重要となる。

高鷲南小学校のめざす子ども像は「相手の気持ちや立場に立って考え、行動する子」「人の話をしっかりと聞き、考え、判断する子」「自ら課題を見つけ、すすんで解決しようとする子」である。道徳の時間をはじめ、すべての教育活動を通してこれらのめざす子ども像の育成に努める。

さらに、いじめは、学校だけで全てが解決できる課題でないことを認識する必要がある。保護者・地域の方々、学校、関係諸機関が協働して高鷲南小学校区の「いじめを許さない地域教育文化」を創らなければならないと考える。

児童が安心して登校できる学校づくりを一層推進していくために、いじめ防止基本方針をここに定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- 仲間はずれ、集団による無視。
- 軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く・蹴る。
- ぶつかる、叩く、蹴る。
- 金品をたかる。
- 金品を隠す、盗む、落とす、壊す、捨てる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと・危険なことなどをする、させる。
- パソコンやモバイル、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことなどを発信・公開する。等

3. いじめ防止等の対策のための組織

① 生活安全部

いじめ防止等に関する役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定。
- イ いじめ防止等の対策の年間計画の推進と検証。
- ウ いじめ防止のための各学級や学年の情報共有。

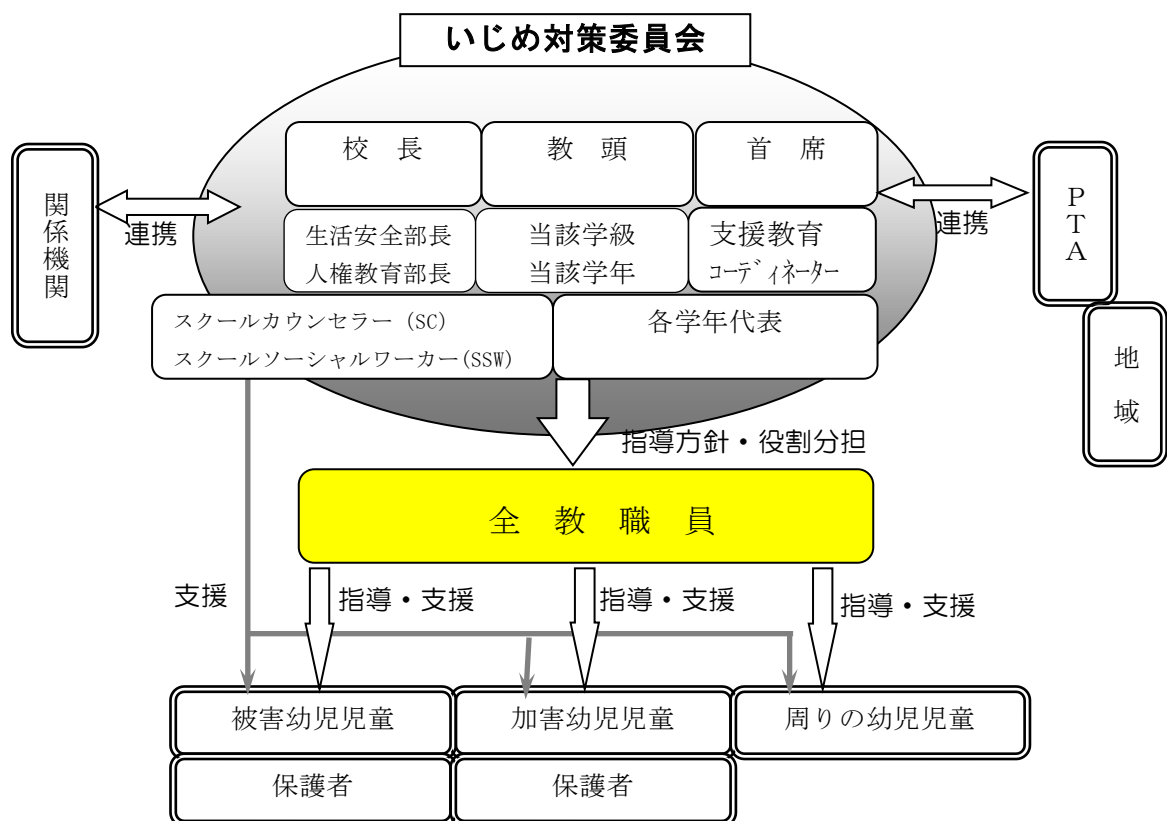
② いじめ不登校対策委員会

重大事態※発生時に校長が招集する。校長、教頭、首席、生活安全部長、人権教育部長、当該学級担任、当該学年担当、支援教育コーディネーター、(各学年代表)、(SC)、(SSW) で構成し、以下の役割を担う。

- エ いじめ事象発生時の対応策や方針の決定と情報共有。
- オ 重大事案発生時の校内調査。

※重大事案とは（いじめ防止対策推進法 第28条条文より）

1. いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。
2. いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時。（相当の期間とは、年間30日が目安）



※支援教育コーディネーターの構成メンバー・・・支援学級担任・養護教諭・児童生徒支援Co・通級担当

4. 年間計画 別表1

5. 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

生活安全部会は、毎月1回の部会において、各学年・学級の現状報告を行う。また、学校いじめ防止基本方針の見直しや取り組みの進捗状況について意見交換を行う。

6. 教職員の資質向上のための研修計画等

教職員研修	・年一回、外部講師を招聘するなどして、校内人権研修会を開催し、教職員の人権感覚を育てる。 ・学校教育自己診断結果を活用し、教職員の共通意識を培う。 ・全教職員参加で行う支援会議を毎月行い、各学級・学年の課題や実態を共有し、学校全体で取り組みについて見直しをおこなう。
心と体のアンケート	アンケートは年3回実施する。また、カウンセリング週間を設け、全児童に聞き取りを行う。その結果をアンケートに記録し、5年間はアンケート用紙を保管する。必要がある場合は、次年度への引継ぎを行う。全校での取り組みが必要な場合は、いじめ対策委員会で改善策を協議する。
教育相談	支援コーディネーターを中心に、教育相談案内を保護者に配布。様々な児童の課題について相談できる環境を整える。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、学級や学年・学校全体が、人権尊重の精神がみながっている環境であることが求められる。不適切な認識や言動等、あやまった指導がないように、教職員も常に指導方法の振り返りを行うものとする。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけるための、また対等で豊かな人間関係を築くための具体的な取り組みを行う必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士が信頼ある人間関係をつくり、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のための方針

(1) 情報の共有

担任一人が抱え込むことの無いよう、学年会や支援会議で情報の共有を図る。

(2) よりよい集団づくり

- 自己有用感や自己肯定感を感じることでできる取り組みを計画する。
- 自他の存在を認め、尊重し合い、円滑にコミュニケーションをはかることでできる能力・態度を養う取り組みを計画する。
- 学級や学年で起こったことは、どんな些細なことであっても、一人ひとり自身自身のこととして捉える意識を、普段から児童に持たせる。
- また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」たちも、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- さらには「観衆」や「傍観者」の児童は、自分に関係ない、自分は大丈夫という意識がある場合がある。それらは決して正しい善良な心構えではないことを理解させる。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことがある。また、自分の思いをうまく伝えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、児童が示す小さな変化や心の訴えを見逃さないことが求められる。

また、集団の発する何気ない言葉や動作に表れるいじめの兆候などにいち早く気づき、よりよい集団を作っていく教員の判断力と実行力が求められる。

さらに保護者や地域住民からの情報提供をもらえる信頼関係を築くことも大切であると考える。

2. 早期発見のための取組み

(1) 日常の声かけ

日ごろから児童の情報提供や相談事案に対して、児童に寄り添いながら相談を受けけることを大切にする。

(2) 相談窓口

保健室と相談室を児童の相談窓口とし、児童が情報提供や相談を受けやすい環境をつくる。

(3) 児童アンケート

年3回、児童アンケートをとるとともに、カウンセリング週間を設け、実態の把握に努めることとする。またその際、いじめについての講話を行い、学校として気づきやチェックを行う機会とする。

第4章 いじめへの対処

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童も、いじめ行為に及んだ児童も、双方とも原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止には不可欠である。児童が、人の思いや痛みを感じたりすることができなかつたり、わかっているにもかかわらず改めることができない場合もある。児童が、自分の言ったことやしたこと、相手がどのような思いをするのかを深く認識して、口と心と行いが改まるまで、継続的な指導が必要である。

そして最終的には関係した児童同士が、豊かな人間関係を再構築できるよう、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2. いじめ認知後における取組み

(1) 児童の安全の確保 (全てのレベル)

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保に努める。

また、児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することに努め、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と協力して支援する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力も得る。

いじめた児童には別室登校などの措置をとることもある。

- (2) 事実有無の確認と報告（全てのレベル）
速やかに管理職と学年担当に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実有無の確認をする。
複数人が関与していた場合は、聴取は個別に行う。
- (3) 教育委員会への報告（全てのレベル）
いじめが認知された場合、管理職が市教育委員会に報告し、連携して対応を図る。
- (4) 被害・加害児童の保護者への連絡（全てのレベル）
被害・加害の保護者へ、当該学級担任または学年担当が家庭訪問などで説明を行う。
- (5) 警察や関係機関への相談（レベルⅢ）
管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立てて学校で指導する。
- (6) 出席停止の措置（レベルⅣ）
教育委員会が主導で出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。
- (7) 警察・児童福祉施設等の対応（レベルⅤ）
学校・教育委員会から、警察・福祉施設等の外部機関に対応の主体が移る。

●個別事案において、事実関係の把握・情報収集・事実確認・報告・対応策の検討を行う。

3. いじめが起きた集団への指導

いじめは被害・加害の児童たちだけの問題ではなく、学級や学年、学校全体の課題として解決を図る。

具体的には、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を全職員が共通理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化する。また、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方の見直しを図る。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学習発表会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

4. ネット上のいじめへの対応

- (1) 事実の確認
ネット上の不適切な書き込み等の報告を受けた場合、まず問題の箇所の確認を行う。可能ならその箇所を印刷・保存する。
- (2) 削除要請
被害にあった生徒の意向を尊重しながら、プロバイダ等への削除要請など、必要な手続きの支援を行う。削除要請は保護者が行う。
また、書き込みが重大な人権侵害にあたりと判断される場合は、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育の推進
社会で起きている出来事に関心を持ち、周りに溢れている情報を選択する力を育成する機会を設ける。
言って良いことと悪いこと、書いて良いことと悪いもの、載せて良いもの悪いものなどを良識で判断できる力を育成する機会を設ける。

4. 年間計画

高鷲南小学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	4年
4月	入学式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知
5月	学校探検 (集団づくり)	学校探検 (集団づくり)		社会見学
6月	校区探検 (集団づくり) 学校公開	校区探検 (集団づくり) 学校公開	校区探検 (集団づくり) 学校公開	学校公開
7月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会
9月	運動会練習	運動会練習	社会見学 運動会練習	社会見学 運動会練習
10月	運動会 遠足(集団づくり)	運動会 遠足(集団づくり)	運動会 遠足(集団づくり)	運動会 遠足(集団づくり)
11月	日曜参観 個人懇談	日曜参観 個人懇談	社会見学 日曜参観 個人懇談	社会見学 日曜参観 個人懇談
12月	個人懇談	個人懇談	個人懇談	個人懇談
1月			社会見学	
2月	学習参観・懇談会	学習参観・懇談会	学習参観・懇談会	学習参観・懇談会
3月	お別れ集会	お別れ集会	お別れ集会	お別れ集会

	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	「学校いじめ防止基本方針」の 確認
5月		非行防止教室	教育相談案内
6月	非行防止教室 林間学舎に向けて (集団づくり) 林間学舎 学校公開	学校公開	心と体のアンケート カウンセリング週間
7月	個人懇談	個人懇談	教育相談案内 生徒指導に関わる研修
9月	運動会練習	運動会練習	
10月	運動会 遠足	運動会 修学旅行へ向けて (集団づくり)	
11月	日曜参観 個人懇談	日曜参観 個人懇談 修学旅行	心と体のアンケート カウンセリング週間
12月	個人懇談	個人懇談	教育相談案内
1月			
2月	学習参観・懇談会	学習参観・懇談会	心と体のアンケート カウンセリング週間
3月	お別れ集会 卒業式練習 卒業式	お別れ集会 卒業式練習 卒業式	

※学期に一回以上、ペア学年交流を行う。
学年に一回以上、低中高学年交流を行う。